



2025 年 5 月 14 日

各 位

会社名 ハリマ共和物産株式会社
 (コード番号：7444 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 津田 信也
問合せ先 取締役経営管理本部長 柳内 成弘
電話番号 0 7 9 - 2 5 3 - 5 2 1 7

再発防止策の策定及び役員報酬の減額に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 31 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、特別調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策について検討してまいりました。

本日の取締役会において、当社が取り組む再発防止策及び役員報酬の減額について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様、並びに証券市場に多大なご心配やご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、全社一丸となって速やかに再発防止策を実行することにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 再発防止策の概要

(1) コンプライアンス意識の徹底と教育体制の充実について

本事案は、従業員のコンプライアンス意識・規範意識が著しく欠如していたことが原因の一つとして指摘されており、これまで行っていたコンプライアンス研修・教育を見直して、従業員にコンプライアンス意識・規範意識がしっかり浸透するような研修、教育を行います。

- ① 全グループの役職員を対象とする毎年所定のタイミングにおいてコンプライアンス研修を実施、加えて本件に焦点を当てた研修を臨時で行い、コンプライアンス意識の浸透、徹底を図るとともに不正行為が発生しない企業風土づくりに取り組みます。
- ② 現在の内部通報制度について、通報者の完全保護体制と被通報者の尊厳の確保を前提に秘匿調査の実施及び内部通報制度について全社員への周知徹底を図ります。

(2) 取引基本契約書の締結、見直しについて（現金取引の禁止）

一部のお取引先様との間で取引基本契約書が未締結、あるいは必要な内容が充足されておられませんでした。特に現在、当社ではお取引先様との間で現金での決済を行っていないことから、当該規定を盛り込んだ契約書の締結、再締結を進めております。

（３） 管理・承認体制の強化（値引明細書の一元管理）

本事案において営業担当者がその営業行為を管理監督すべき営業マネージャーを兼務していた場合、その上席が管理監督者となっておらず、自己承認となっていたことが指摘されています。

現時点においても営業マネージャーが営業担当を兼務しているケースはありますが、その様な場合においては営業マネージャーの上席がその営業行為を管理監督してチェックする体制として、自己承認が行われない体制を構築しております。

また調査委員会より値引明細書の管理運営体制についても担当者が作成、送付するフローから営業マネージャーによる一元管理を実施すべき旨が指摘されておりますが、こちらについても営業マネージャーが承認の上、お取引先様への送付を行うフローへ変更を行い、管理・承認体制の強化を図っております。

（４） 印章管理規程の見直し

本事案において社内印章が悪用されて領収書偽造に使用されておりました。他に同様の事案がないか、社内調査を行ったところ、他の印章については印章管理規程に基づき、適切に管理、運営されていることを確認しました。

改めて印章管理規程の周知徹底を行い、また不要な印章も減らす事で印章が悪用される機会を減らすとともに、必要な印章についてはデジタル印章の導入も進めております。

（５） 定期的な人事異動の実施

本事案には停滞した人事異動に要因があったことに鑑み、人事異動の活性化の実施を図ります。

- ① 同一部署での在籍期間や同一取引先の担当期間が長期にわたらないように配慮し、担当替え等、定期的な人事異動を実施します。
- ② 特に管理職以上にはその職務に応じて定期的な人事異動を実施します。

（６） 内部統制体制の充実

- ① 内部監査部門の調査対象を増やして調査を実施します。
- ② その内容について全社周知徹底した上で、指摘された内容については当該部門も責任をもって改善を行います。また内部監査部門にて把握された顕在ないし潜在するリスクは取締役会に報告することとします。
- ③ 取締役会は、これらの報告事項も重要な審議事項に位置づけ、審議・検討を行い、担当部署に対し、改善状況の確認、適切な指示・指導を行います。

2. 役員報酬の減額

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、一連の事案の経営責任を明確にするため、以下のとおり役員報酬を減額することといたしました。

(1) 役員報酬の減額の内容

代表取締役会長	月額報酬の 20%を減額
代表取締役社長	月額報酬の 20%を減額
常務取締役（ホールセール営業本部担当）	月額報酬の 10%を減額

(2) 減額対象期間

2025 年 5 月から 6 月までの 2 か月間

なお、行為者である元従業員は、本年 3 月 31 日付で懲戒解雇処分としており、現在、刑事告訴の準備中であります。

以上